

1. 業 務 名 貝塚市小・義務教育学校ビジネスホン賃貸借及び保守業務 一式
(仕様書記載の通り)

3. 契約期間 自 令和8年8月1日
至 使用期間終了日まで

4. 契約金額 金 〇〇 円
(うち、消費税及び地方消費税の額 〇〇円)

貝塚市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は貝塚市小・義務教育学校ビジネスホン賃貸借及び保守業務（以下「業務」という。）に関し、次の条項により頭書記載の通り契約を締結する。

契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年8月1日

甲 貝塚市畠中 1 丁目 17-1
貝塚市
貝塚市長 牛尾 治朗

乙

契 約 条 項

（目的）

第1条 乙は、この契約に定める条項に従い、乙の所有物であるビジネスホン機器（以下「物件」という。）を甲の使用に供するものとし、甲はその給付の対価として乙にその代金を支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、甲が契約保証金を免除することが適当と認めた場合は、この限りでない。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、頭書3. 記載の通りとする。

但し、期間満了前までに甲からの申し出があれば、甲から申し出のあった期間について本契約を延長する。契約月額については、別途協議を行うこととする。

（業務内容）

第4条 乙は、貝塚市小・義務教育学校ビジネスホン賃貸借及び保守業務仕様書（以下、「仕様書」という）に基づき、ビジネスホンの設置その他仕様書に定める業務を履行するものとする。

（賃貸借料の請求・支払）

第5条 乙は、各月の賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 各月の賃貸借料については、契約金額を60月数で除して得た額とし、1円未満の端数が生じる場合は最終月に調整するものとする。60回にわたり毎月支払うものとする。

3 甲は乙の請求のあった日から30日以内にこれを支払うものとする。

（損害賠償）

第6条 本業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただしその損害が甲の責に帰する事由による場合には、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（物件の追加及び改造）

第7条 甲が当該契約の期間中において物件の追加を希望するときは、その追加物件についてあらたに別の契約を締結するものとする。また、改造については、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、それに要する費用は甲の負担とする。

（秘密保持）

第8条 乙又は乙の委託を受けた従業員は、甲の物件の保管場所に保守点検・管理等のため、立ち入ることができる。

2 前項によって立ち入る者は、身分を示す証票を呈示しなければならない。

3 第1項によって立ち入った者は、甲の業務上の秘密を第三者にもらしてはならない。

- 4 乙は、個人情報保護のため別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。また、契約解除に伴う装置の引取に要する費用は、一切乙が負担するものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないとき

(2) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号。以下「条例」という。）

第7条に規定する元請負人及び下請負人等が、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められるとき。

2 甲は、この契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が削減又は減額された場合には、この契約を解除することができる。この場合においては、契約を解除しようとする日の1カ月前までに乙に通知するものとする。

3 前項により契約を解除した場合には、甲は、乙に対して、残りの履行期間に係る実損失額を支払うものとする。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1条 この契約により、貝塚市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務进行处理するに当たり、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者（再委託先が委託先の子会社である場合を含む。）にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理措置）

第7条 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（責任者及び従事者）

第8条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定めなければならない。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさせなければならない。

（作業場所の特定及び管理体制の確保）

第9条 乙は、委託業務で個人情報を取り扱うときには、あらかじめ特定した作業場所において漏えい、滅失、毀損のないよう必要な措置を講じ厳重に取り扱うものとする。

2 乙は、委託業務に従事する従事者等が個人情報を前項の作業場所の外に持ち出すときは、事前の書面により甲の承諾を得なければならない。

（事故発生時の報告義務）

第10条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第11条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

（違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第12条 甲は、乙が法令、契約又はこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（遵守状況に関する報告等）

第13条 甲は、個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙及び再委託先に対して、必要な報告を求め、随時に実地の監査又は調査を行い、及び必要な指示をすることができる。この場合において、乙は、これらに応じなければならない。

（教育及び研修の実施）

第14条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

（その他）

第15条 乙は、前各条に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。